

# 川口市・埼玉県・国 家賃支援金 相談窓口のご案内

新型コロナウイルスの影響を受けた事業所を対象に、国・埼玉県・川口市がそれぞれ“家賃支援金”の給付を決定いたしました。それに伴いまして、本商工会議所では今までのワンストップ給付・支援金相談とあわせて、家賃支援金に関する相談を承ります。ぜひご利用ください。

	<b>New</b> 川口市 飲食店等家賃支援金	埼玉県 中小企業・個人事業主等家賃支援金		国 家賃支援給付金
		オーナー向け	テナント向け	
主な要件	市内で <b>飲食・小売業を営んでいる小規模企業者</b> で、市内に店舗があり、店舗、事務所、倉庫、作業所を <b>賃借</b> していること。 2020年2月から10月の間で前年同月比で事業収入が <b>減少した月がある</b> こと。	1か月分の家賃を <b>20%以上減免</b> していること。	1か月の売上が前年同月比で <b>50%以上減少</b> もしくは連続する3か月の売上が前年同期比で <b>30%以上減少</b> 。 2019年の月平均売上が <b>15万円以上</b> あること。	1か月の売上が前年同月比で <b>50%以上減少</b> もしくは連続する3か月の売上が前年同期比で <b>30%以上減少</b>
給付・支給額 ※最大	<b>20万円</b>	<b>20万円</b>	<b>20万円</b> (複数店舗は30万円)	中小法人等 <b>600万円</b> 個人事業主 <b>300万円</b>
申請方法	郵送申請 窓口申請	郵送申請のみ (10/16 消印有効)	電子申請 郵送申請	電子申請のみ
相談窓口でできること	申請対象か判断 ・申請書作成指導 ・必要書類の確認 申請書受付	申請対象か判断 ・申請書作成指導 ・必要書類の確認		申請対象か判断 ・申請前準備 ・申請サポート会場の予約

- 日時 10月1日(木)～11月30日(月)の間の平日 10:00～17:00の間
- 会場 川口商工会議所相談ブース (川口市本町4-1-8 川口センタービル7階)
- 相談時間 **原則予約制**となります。 ※予約なしの場合、お待ちいただく場合がございます。
- 相談費用 無料 ■相談員 中小企業診断士・行政書士 もしくは 川口商工会議所職員
- 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入し FAXにてお申込みください。(先着順)  
※時間が決まり次第、当所から開始時間・持参書類をご連絡(FAX)いたします。
- その他 相談者は原則1名でお越しくください。また、マスクの着用をお願いします。

【問い合わせ】 支援金事務局 TEL:048-446-7971

こちらの相談も可能です	国 持続化給付金 (対象要件が拡大されました) 川口市 令和3年度固定資産税減免
-------------	---

**家賃支援金 相談申込書 FAX:048-446-7973**

下記相談会を申し込みます。(相談候補日を必ず第3希望まで日付のご記入と、時間帯のレ点をしてください。)

事業所名	相談者	役職	氏名
所在地	電話		FAX
第1希望	月 日 ( ) □AM □PM	第2希望	月 日 ( ) □AM □PM
第3希望	月 日 ( ) □AM □PM	事務局記入欄	

※記入漏れや希望日が少ない場合は予約確定まで時間がかかります。(先着対象外となる場合もございます)